

令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

安芸高田市企画部財政課

令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価の早期適用について、以下のとおり市発注業務において次のとおり特例措置を講じることとしましたので、通知します。

1 対象となる契約

令和5年3月1日以降に契約を締結する業務のうち、旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの。

2 業務委託料の変更

変更後の業務委託料については、次の方式により算出する。

変更後の業務委託料＝当初請負額／当初官積算額×新技術者単価により積算された官積算額

3 事務処理

「設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置事務処理要領」による。